

奈良市公報

号 外 第 1 号

平成19年 1月22日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
○放置自転車等の保管（3件）…………… 1
○町の区域及び名称の変更の一部訂正（2件）…………… 2
○奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額軽減事業実施要綱…………… 2
○奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会設置要綱…………… 7
○放置自転車等の保管…………… 7
○化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定の一部改正…………… 7
○放置自転車等の保管…………… 7
○道路の位置指定…………… 8
○予防接種の実施の一部改正…………… 8
○放置自転車等の保管…………… 8
○開発行為に関する工事の完了…………… 8
○奈良市観光センター等の臨時休館…………… 8
○軽自動車税納税通知書の公示送達…………… 8
○放置自動車の処分等…………… 9
○議会定例会の招集…………… 9
○都市公園の公園名及び位置の町名変更…………… 9
○生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 10
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 10
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 10
○開発行為に関する工事の完了…………… 10
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 10

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催…………… 11

農 業 委 員 会

○農政部会の招集…………… 11
○農地部会の招集…………… 11

規 則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月22日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第90号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第17号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年11月22日揭示済）

告 示

奈良市告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月16日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 9月22日 奈良市指令都整開第06A-34号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年11月16日 第1024号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西ノ京町146番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
株式会社フジオフードシステム
代表取締役 藤尾 正弘

（平成18年11月16日揭示済）

奈良市告示第701号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月16日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年11月16日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成18年11月16日揭示済)

奈良市告示第702号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年11月17日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年11月17日揭示済)

奈良市告示第703号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年11月20日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年11月20日揭示済)

奈良市告示第704号

町の区域及び名称の変更（奈良市告示第526号）の一部を次のように訂正します。

平成18年11月21日

奈良市長 藤原 昭

別表中登美ヶ丘六丁目の部北登美ヶ丘一丁目（一部）の項中「2502の5」を「2502の6」に改める。

(平成18年11月21日揭示済)

奈良市告示第705号

町の区域及び名称の変更（奈良市告示第527号）の一部を次のように訂正します。

平成18年11月21日

奈良市長 藤原 昭

別表帝塚山西二丁目の部三碓町（一部）の項中「1379の8」を「1379の7」に改める。

(平成18年11月21日揭示済)

奈良市告示第706号

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額軽減事業実施要綱を次のように定める。

平成18年11月21日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）における障害福祉サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得で生計が困難である者の利用者負担を軽減する制度（以下「軽減制度」という。）を実施することにより、障害福祉サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(制度実施法人)

第2条 軽減制度を実施する事業者は、社会福祉法人又は市町村若しくは都道府県が実施する社会福祉事業体（以下「社会福祉法人等」という。）とする。ただし、市長が市内に特定の軽減制度対象サービスを提供する社会福祉法人等がないと認めた場合は、社会福祉法人等以外の法人を対象とすることができるものとする。

(制度対象費用)

第3条 軽減制度の対象となる費用は、次に定める費用とする。

(1) 居宅（グループホーム及びケアホームを除く。）で生活をする者が次に定めるサービスを利用した場合の定率負担分

ア 通所サービス提供施設（法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を実施する施設、法附則第41条に基づく身体障害者更生施設（通所事業に限る。）、身体障害者療護施設（通所事業に限る。）及び身体障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）並びに法附則第58条に基づく知的障害者更生施設（通所事業又は分場に限る。）及び知的障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）をいう。以下同じ。）において提供されるサービス

イ 法第5条に規定する児童デイサービス

ウ 法第5条に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援（共同生活介護に係るものを除く。）

(2) 20歳未満の者が、法第5条に規定する療養介護（医療に係るものを除く。）及び施設入所支援を受けた場合、法附則第41条に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設並びに法附則第58条に基づく知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所した場合の定率負担分

(軽減対象額)

第4条 軽減制度の対象額は、前条の費用のうち、次に掲げる額（以下「負担上限月額」という。）を超える額とする。

(1) 低所得1の者（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第3号に該当する者をいう。以下同じ。）については月額7,500円

(2) 低所得2の者（障害者自立支援法施行令第17条第1項第2号に該当する者をいう。以下同じ。）については月額12,300円（通所サービス提供施設におけるサービス及び児童デイサービスについては月額7,500円）

(軽減方法)

第5条 軽減制度による軽減は、一の事業所（施設を含む。以下同じ。）ごとに行うものとする。この場合において、軽減制度を利用する者は、当該月における各事業所に係る利用者負担額を全て合算した額が負担上限月額を超える場合は、当該負担上限月額を上限として支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、複数の軽減制度対象サービスを軽減制度同一管理事業所（同じ法人が同一建物又は同一敷地内において複数の事業所を運営する等複数の事業所が一体的に運営されており、かつ、当該一体的に運営されている複数の事業所を利用する障害者等の利用者負担額について、当該一体的に運営されている複数の事業所分を併せて管理できる事業所をいう。以下同じ。）において利用する場合は、当該軽減制度同一管理事業所

における利用者負担額を一の事業所における利用者負担額とみなして軽減制度を適用する。

3 前2項の場合において、通所サービス提供施設におけるサービス又は児童デイサービスとその他のサービスを組み合わせる場合の負担上限月額は、事業ごとに軽減したうえで、合わせた負担上限月額を適用する。

(対象者)

第6条 軽減制度の対象者は、本市が援護地となる低所得1の者又は低所得2の者で、その者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者が次のいずれにも該当するものとする。

(1) 一定の不動産（居住の用に供する家屋及び土地をいう。）以外の固定資産を有さないこと。

(2) 収入及び預貯金等の額が別表の基準額以下であること。

(3) 社会通念上、軽減制度の対象とするには不適切と考えられる資産を保有していないこと。

(申請)

第7条 軽減制度の適用を受けようとする者は、毎年度、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（別記第1号様式）に、前条に規定する要件に該当することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、事業者が取りまとめて、市長に提出しても差し支えないものとする。

(通知)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書（別記第2号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により軽減制度の対象者であることを確認したときは、障害福祉サービス受給者証の特記事項欄に軽減制度の対象者である旨を記載するものとする。

(軽減実施手続)

第9条 軽減制度を実施しようとする法人は、対象となる事業所の指定を受けた都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長及び事業所所在地の市町村長に対して、その旨を申し出るものとする。

2 前項の場合において、軽減制度同一管理事業所については、管理を同一とする事業所を併せて申出を行うものとする。

(公費助成対象額)

第10条 市長は、軽減制度を実施する法人がこの要綱に基づき対象者に係る利用者負担額の軽減を行ったときは、当該法人が本来受領すべき利用者負担額の100分の5までの部分については2分の1に相当する額を、100分の5を超える部分については4分の3に相当する額を助成するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年11月21日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、平成18年4月1日以後に提供された障害福祉サービスに係る利用者負担額の軽減について適用する。

(制度対象費用の特例)

- 3 平成18年4月1日から同年9月30日までの間に提供された障害福祉サービスについては、軽減制度の対象となる費用は、第3条の規定にかかわらず、次に定める費用とする。

- (1) 居宅（グループホームを除く。）で生活をする者が次に定めるサービスを利用した場合の定率負担分

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生施設（通所事業に限る。）、身体障害者療護施設（通所事業に限る。）及び身体障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生施設（通所事業又は分場に限る。）及び知的障害者授産施設（通所事業又は分場に限る。）において提供されるサービス

イ 法附則第8条第1項に基づく障害者デイサービス及び児童デイサービス

ウ 法附則第8条第1項に基づく居宅介護、行動援護及び外出介護

- (2) 20歳未満の者が、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設並びに知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所した場合の定率負担分

別表（第6条関係）

区 分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額	150万円	200万円	250万円
預貯金等額	350万円	450万円	550万円

備考

- 1 収入基準額については世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算し、預貯金等額については100万円を加算する。
- 2 収入基準額は、市町村民税非課税世帯に属する者のうち、さらに負担能力がないものを判断するため、基本的には、非課税収入、個別減免における特定目的収入等も含むすべての収入額で判断する。ただし、所得税の算定において、必要経費と認められるものについて、申請者から提出があった場合等については、収入額から控除して認定できるものとする。

別記
第1号様式（第7条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

ふりがな				確認番号												
受給者(対象者)氏名				受給者証番号	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											
生年月日		年 月 日														
居住地		(〒 -) 電話番号 ()														
		氏 名	生 年 月 日	受給者との関係	生計中心者に○をつけてください。											
世帯構成	世帯主															
	世帯員															

(あて先) 奈良市長

上記のとおり社会福祉法人等による障害福祉サービス利用者負担額の軽減対象の確認を申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名
電話番号 ()

印

(注) 1 太線の枠内を記入してください。
2 必要書類を添付して申請してください。

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書

(社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

受給者氏名		受給者証番号													
-------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項		
1 承認する	適用年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	承認内容	
2 承認しない	理由	

(注) 余白に不服申立て及び取消訴訟の教示並びに問い合わせ先を記載する。

(平成18年11月21日揭示済)

奈良市告示第707号

奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年11月21日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限内で同和対策の一環として始められた事業等を抜本的に見直し、人権行政として位置付けるため、奈良市の同和行政を真に人権行政にするための検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 同和行政を真に人権行政にするための方針の策定に関すること。
- (2) 同和行政を人権行政と位置付け、現行の同和施策に係る事項の是正措置及び今後の事業等の計画の策定に関すること。
- (3) 「関係団体との協議のあり方」のガイドラインの策定及び運用状況の検証に関すること。
- (4) 前 3 号に付随して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第 6 条 委員会は、第 2 条に掲げる事項の検討・審議が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、人権・同和施策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月21日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第 6 条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成18年11月21日揭示済)

奈良市告示第708号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成18年11月21日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月21日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月21日揭示済)

奈良市告示第709号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可が必要な区域の指定（平成14年奈良市告示第155号）の一部を次のように改正し、平成18年12月 4 日から施行します。

平成18年11月22日

奈良市長 藤 原 昭

第 1 項中「学園中五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える。

(平成18年11月22日揭示済)

奈良市告示第710号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成18年11月22日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年11月22日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月22日揭示済)

奈良市告示第711号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年11月24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	生駒郡斑鳩町龍田北六丁目2番6号
申請者氏名	久保 茂
道路の位置	奈良市若葉台四丁目242番地の1及び285番地の18の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小4.05m
道路の延長	47.92m
指定年月日	平成18年11月24日
指定番号	第18010号

(平成18年11月24日揭示済)

奈良市告示第712号

平成18年奈良市告示第628号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年11月24日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年11月24日揭示済)

奈良市告示第713号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年11月24日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成18年11月24日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年11月24日揭示済)

奈良市告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月24日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年9月7日 奈良市指令都整開 第06A-30号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年11月24日 第1025号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園大和町五丁目166番地、167番地及び168番地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法華寺町83番地5
大和ハウス工業株式会社 奈良支店
支配人 吉岡 伸忠

(平成18年11月24日揭示済)

奈良市告示第715号

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則（昭和26年奈良市規則第4号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成18年11月24日

奈良市長 藤原 昭

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成18年12月29日
奈良市猿沢観光案内所	～平成19年1月3日
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成18年12月31日
奈良市西日本鉄道奈良駅観光案内所	平成18年12月31日

(平成18年11月24日揭示済)

奈良市告示第716号

平成18年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年11月27日

奈良市長 藤原 昭

1 この納税通知書の発送年月日	平成18年5月10日
2 この公示送達により変更する納期限	変更前 平成18年5月31日
	変更後 平成18年12月15日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成18年11月27日揭示済)

奈良市告示第717号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する
条例（平成 8 年奈良市条例第14号）第14条第 4 項の規定に
より廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第 1 項
の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年11月27日

奈良市長 藤 原 昭

1 放置場所

1 号物件	奈良市法華寺町地内（市道北部第499号線 上）
2 号物件	奈良市杏町地内（市道南部第142号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1 号 物件	スズキ	キャリィ	軽自 動車	白	奈良480 あ32-14	D51T- 333938
2 号 物件	ダイハツ	ミラ	軽自 動車	紺	京都50ら 73-14	L200S- 583206

3 処分年月日

平成18年12月11日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年11月27日揭示済)

奈良市告示第718号

平成18年12月 7 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招
集します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤 原 昭

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第719号

次のとおり都市公園の公園名及び位置の町名を変更し、
平成18年12月 4 日から施行します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤 原 昭

告示番号	名 称		位 置	
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
昭和52年奈良市 告示第341号	伏見街区公園		奈良市菅原町大戸 309-16	奈良市菅原町 309番地の16
昭和54年奈良市 告示第42号	帝塚山三丁目緑地	帝塚山西二丁目緑地	奈良市帝塚山三丁目 1,412番地の315	奈良市帝塚山西二丁目 1,412番地の315
昭和62年奈良市 告示第109号	西大寺野神緑地		奈良市西大寺野神町 1576番地の 1	奈良市西大寺野神町 一丁目1576番地の 1
昭和62年奈良市 告示第119号	敷島町第 3 号街区公園		奈良市敷島町 547番地の41	奈良市敷島町一丁目 547番地の41
平成11年奈良市 告示第113号	時の広場		奈良市三条本町 10番 1 号	奈良市三条宮前町 1,208番地
平成16年奈良市 告示第145号	三碓町第 1 号街区公園	帝塚山西一丁目 第 1 号街区公園	奈良市三碓町 1321番85	奈良市帝塚山西一丁目 1321番地の85
平成16年奈良市 告示第145号	三碓町第 2 号街区公園	帝塚山西一丁目 第 2 号街区公園	奈良市三碓町 1321番93	奈良市帝塚山西一丁目 1321番地の93
平成16年奈良市 告示第145号	三碓町第 1 号緑地	帝塚山西一丁目 第 1 号緑地	奈良市三碓町 1321番78	奈良市帝塚山西一丁目 1321番地の78
平成16年奈良市 告示第653号	三碓町第 3 号街区公園	帝塚山西一丁目 第 3 号街区公園	奈良市三碓町 1321-241	奈良市帝塚山西一丁目 1321番地の241
平成16年奈良市 告示第653号	三碓町第 2 号緑地	帝塚山西一丁目 第 2 号緑地	奈良市三碓町 1352- 2	奈良市帝塚山西一丁目 1352番地の 2

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
よねだ内科クリニック	奈良市学園大和町六丁目1542-382	平成18年12月1日

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
緒方整形外科医院	奈良市西御門町28奈良三和東洋ビル3F	平成18年10月31日

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院訪問看護ステーションさわやか	奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーションさわやか	奈良市中登美ヶ丘四丁目3-1	
旧	医療法人松本快生会西奈良中央病院訪問看護ステーションなでしこ	奈良市百楽園五丁目3-11メゾン三浦301	平成18年8月14日
新	医療法人松本快生会訪問看護ステーションなでしこ	奈良市百楽園五丁目7-33メゾンソワニエA棟101号	

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人岡谷会訪問看護ステーションしんおおみや	奈良市芝辻町四丁目7-2	平成18年10月31日

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成18年7月31日 奈良市指令都整開 第06A-13号
平成18年11月8日 奈良市指令都整開 第06A-13-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年11月30日 第1026号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町593番地、594番地及び601番地
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市秋篠町859番地の1
中井 勝美

(平成18年11月30日揭示済)

奈良市告示第725号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成18年11月30日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関 の名称	医療機関 の所在地	診療科目	指定年 月日
松倉 光晴	松倉病院	川之上突 抜町15	整形外科 (肢体不自由)	平成18 年10月 31日
伊東 勝也	県立奈良 病院	平松一丁 目30－ 1		
佐本 憲宏				
福居 顕宏				
籠島 忠			循環器科 (心臓機能障害)	平成18 年 4 月 1 日

(平成18年11月30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第24号

平成18年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員
会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成18年11月30日

奈良市教育委員会

委員長 植 松 滋 子

1 日時

平成18年12月 5 日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 奈良市職員の懲戒処分等の公表基準の改正について
- (2) 人事について
- (3) 平成19年度予算要求について
- (4) 人事について
- (5) 平成19年 4 月県費教職員人事異動方針について
- (6) 「奈良市教育改革 3 つのアクション」後期計画
(中間まとめ)
- (7) 平成19年（18年度）奈良市成人式について
- (8) 市町村対抗子ども駅伝競走大会予選会の開催につ
いて
- (9) 第41回奈良市民マラソン大会の開催について

議 事

議案第43号 平成19年度奈良市立中学校夜間学級生徒募
集要項について

議案第44号 奈良市立中学校通学区域の一部改正につ
いて

議案第45号 平成19年 4 月市費教員人事異動方針につ
いて

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
12月～1月

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、
定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成18年11月30日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第25号

奈良市農業委員会平成18年11月農政部会の会議を下記の
とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則
（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に
より告示します。

平成18年11月20日

奈良市農業委員会

農政部会長 藤澤 久男

1 日時

平成18年11月28日（火） 午前10時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 議題

(1) 農業経営に関する意向調査の実施について

(2) 農業相談会の開催について

(3) なら農業委員会だより第43号の編集について

(平成18年11月20日揭示済)

奈良市農業委員会告示第26号

奈良市農業委員会平成18年12月農地部会の会議を下記の
とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則
（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に
より告示します。

平成18年11月30日

奈良市農業委員会

農地部会長 奥谷 勝紀

記

1 日時

平成18年12月 7 日（木） 午前 9 時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及
び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出
について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画について
- (6) 農地法第20条第 6 項の規定による通知の受理につ
いて
- (7) 農地法第25条第 2 項の規定による通知の受理につ
いて
- (8) 水田利用転換届出について
- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあ
っせん結果について
- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあ
っせんについて
- (11) 知事許可について（11月許可分）
- (12) 非農地証明について（11月分）

(平成18年11月30日揭示済)